

改正案

現行

目次（現行のとおり）

第一条から第四条の九の二まで（現行のとおり）

（振替可能削減量）

第四条の十（現行のとおり）

一から三まで（現行のとおり）

四 その他削減量のうち第四条の十三第一号又は第二号に該当するもの、算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間が平成二十二年度から始まる削減計画期間にあっては平成二十年四月一日から、平成二十七年から始まる削減計画期間以降の削減計画期間にあっては直前の削減計画期間の開始の日から、その他削減量のうち第四条の十三第一号又は第二号に該当するものを取得する日においてその算定が可能な期間の終了の日まで

五 その他削減量のうち第四条の十三第三号に規定する連携具等削減量、算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間が平成二十二年度から始まる削減計画期間にあっては平成二十二年四月一日以降の知事が別に定める日から、平成二十七年から始まる削減計画期間以降の削減計画期間にあっては直前の削減計画期間の開始の日以降の知事が別に定める日から、その他削減量のうち第四条の十三第三号に該当するものを取得する日においてその算定が可能な期間の終了の日まで

2から4まで（現行のとおり）

目次（略）

第一条から第四条の九の二まで（略）

（振替可能削減量）

第四条の十（略）

一から三まで（略）

四 その他削減量、算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間が平成二十二年度から始まる削減計画期間にあっては平成二十年四月一日から、平成二十七年から始まる削減計画期間以降の削減計画期間にあっては直前の削減計画期間の開始の日から、その他削減量を取得する日においてその算定が可能な期間の終了の日まで

2から4まで（略）

第四条の十一及び第四条の十一の二（現行のとおり）

（都外削減量）

第四条の十一の三 条例第五条の十一第一項第二号ウに規定する規則で定める都外の事業所等は、第四条第一項に規定する要件に該当する都外の事業所のうち、次に掲げる要件を全て満たす事業所とする。

一 知事が別に定める基準となる年度の特定温室効果ガス年度排出量（基準となる年度が複数の年度である場合にあつては、当該複数の年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量）が十五万トン以下であること。

二 前号の基準となる年度における地球温暖化の対策の推進の程度が知事が別に定める基準に適合すること。

三 都外削減量に係る特定温室効果ガス年度排出量の削減量について、第四条の十三第三号アに規定する連携県等削減量又は連携県外削減量（都外削減量に相当する温室効果ガス排出量の削減量として知事が別に定めるものをいう。）として同号に規定する連携県口座等に記録されるための連携県等の長への申請、届出その他の行為がされていないこと。

2（現行のとおり）

（環境価値換算量）

第四条の十二（現行のとおり）

第四条の十一及び第四条の十一の二（略）

（都外削減量）

第四条の十一の三 条例第五条の十一第一項第二号ウに規定する規則で定める都外の事業所等は、第四条第一項に規定する要件に該当する都外の事業所のうち、知事が別に定める基準となる年度の特定温室効果ガス年度排出量（基準となる年度が複数の年度である場合にあつては、当該複数の年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量）が十五万トン以下であつて、かつ、当該基準となる年度における地球温暖化の対策の推進の程度が知事が別に定める基準に適合する事業所とする。

2（略）

（環境価値換算量）

第四条の十二（略）

2 条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める方法により算定する量は、前項の再生可能エネルギーを変換して発電する設備による発電量から、当該発電のために使用した電力量及び当該発電のために補助的に使用した燃料による発電量を減じた量のうち、当該事業者がその電気等の環境価値を保有している量とする。

3 (現行のとおり)

(その他削減量)

第四条の十三 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 知事が認める機関が認証し、口座その他これに類似するもの(以下「口座等」という。)に記録された電気等環境価値保有量(規模、方法等について知事が別に定める発電又は熱利用によるものに限る。)を前条第三項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量

三 振替可能削減量の利用について連携する地方公共団体として知事が別に定めるもの(以下「連携県等」という。)における口座等(以下「連携県口座等」という。)に記録された次に掲げる振替可能削減量に相当する温室効果ガス排出量の削減量として知事が別に定めるもの(以下「連携県等削減量」という。)

ア 基準排出量が十五万トン以下であつて、条例第五条の十一第一項に規定する義務の履行を知事が確認した特定地球温暖化対策事業所における超過削減量

イ 都内削減量

2 条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める方法により算定する量は、前項の再生可能エネルギーを変換して発電する設備による発電量から、当該発電のために使用した電力量及び当該発電のために補助的に使用した燃料による発電量を減じた量のうち、当該事業者がその電気等の環境価値を保有していると知事が認める量とする。

3 (略)

(その他削減量)

第四条の十三 (略)

一 (略)

二 知事が認める機関が認証する電気等環境価値保有量(規模、方法等について知事が別に定める発電又は熱利用によるものに限る。)を前条第三項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量

(振替可能削減量の連携県口座等への移転)

第四条の十三の二(連携県口座等)条例第五条の十一第一項第二号の移転は、次に掲げる振替可能削減量に限り、行うことができるものとする。

一 条例第五条の十一第一項に規定する義務の履行を知事が確認した特定地球温暖化対策事業所における超過削減量

二 都内削減量

三 その他削減量のうち連携県等削減量

(義務充当の失効)

第四条の十四 条例第五条の十一第三項の規則で定める用途は、次の表の上欄に掲げる電気等環境価値保有量又は温室効果ガス排出量の削減量の区分に応じ、当該下欄に掲げる用途とする。

一 環境価値換算量又はその他削減量のうち第四条の十三第一号若しくは第二号に該当するものに係る電気等環境価値保有量	ア 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二号)第六条の規定による基準利用量の減少
イ 第四条の十三第二号の知事が認める機関が認証した電気等環境価値保有量についての条例第五条の十一第一項に規定する義務の履行に充てること以外の用途	ウ 連携県等における温室効果

(義務充当の失効)

第四条の十四 条例第五条の十一第三項に規定する規則で定める用途は、環境価値換算量に係る電気等の環境価値を電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二号)第六条の規定による基準利用量の減少へ利用することとする。ただし、同法第二十一条に規定する電気事業者の発電所(変電所を含む。)の削減義務の履行に充てた場合においては、この限りでない。

<p>二 連携県等と重複して利用する可能性があるものとして知事が別に定める振替可能削減量に係る温室効果ガス排出量の削減量</p>	
<p>連携県等における温室効果ガス排出量の削減義務の履行その他の知事が別に定める義務の履行又は措置の実施</p>	<p>果ガス排出量の削減義務の履行その他の知事が別に定める義務の履行又は措置の実施</p>

2 電気事業法第二条第一項第六号に規定する特定電気事業者が、前項の表一の項上欄に規定する振替可能削減量(環境価値換算量又はその他削減量のうち第四条の十三第一号に該当するものに限る。)を当該特定電気事業者の発電所(変電所を含む。)に係る条例第五条の十一第一項に規定する義務の履行に充てた場合において、当該振替可能削減量に係る同表一の項上欄に規定する電気等環境価値保有量を当該特定電気事業者における当該下欄アに掲げる用途に利用したときは、前項の規定は、適用しない。

第四条の十五から第四条の二十一の二まで (現行のとおり)

(管理口座の記録事項)

第四条の二十一の三 (現行のとおり)

<p>知事の管理口座</p>	<p>一 次に掲げる振替可能削減量等(振替可能削減量及びその他ガス削減量をいう。以下同じ。)の種類ごとの数量及び識別番号(振替可能削減量等を二酸化炭素一</p>
----------------	--

第四条の十五から第四条の二十一の二まで (略)

(管理口座の記録事項)

第四条の二十一の三 (略)

<p>知事の管理口座</p>	<p>一 義務充当及び充当記録の対象となつた振替可能削減量等(振替可能削減量及びその他ガス削減量をいう。以下同じ。)並びに義務充当に利用できなくなった</p>
----------------	---

指定管理口座	<p>トンを表す単位ごとに識別するために 知事により付された文字及び数字をい う。以下同じ。）</p> <p>ア 義務充及び充当記録の対象と なつた振替可能削減量等</p> <p>イ 義務充当に利用できなくなつた振 替可能削減量等</p> <p>二 次に掲げる振替可能削減量のうち連 携県口座等に移転されている振替可能 削減量（以下「<u>連携県口座等移転削減量</u>」 という。）の種類ごとの数量及び識別番 号と同じ数量及び識別番号</p> <p>ア 超過削減量</p> <p>イ 都内削減量</p> <p>ウ その他削減量のうち連携県等削減 量（削減量口座簿に記録されたことがあ るものに限る。）</p> <p>三 前二号の記録の理由及び当該記録を 行う直前に記録されていた管理口座の 口座番号（一の管理口座ごとに付される 口座の番号をいう。以下同じ。）</p>
一般管理口座	<p>（現行のとおり）</p>

第四条の二十一の四から第四条の二十一の六まで （現行のとおり）
（振替可能削減量の振替等の記録）

指定管理口座	<p>振替可能削減量等の種類ごとの数量及 び識別番号（振替可能削減量等を二酸化 炭素一トンを表す単位ごとに識別する ために知事により付された文字及び数 字をいう。以下同じ。）</p> <p>二 前号の記録の理由及び当該記録を行 う直前に記録されていた管理口座の口 座番号（一の管理口座ごとに付される口 座の番号をいう。以下同じ。）</p>
一般管理口座	<p>（略）</p>

第四条の二十一の四から第四条の二十一の六まで （略）
（振替可能削減量の振替等の記録）

第四条の二十一の七 条例第五条の二十二第一項の規定による次の表の上欄に掲げる管理口座に記録されている当該中欄に掲げる振替可能削減量の振替（次条に規定する振替を除く。）は、当該管理口座において減少の記録をし、当該下欄に定める管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をすることにより行うものとする。

指定管理口座	(現行のとおり)	(現行のとおり)
一般管理口座	(現行のとおり)	一及び二 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 条例第五条の二十二第一項の規定による次の表の上欄に掲げる振替可能削減量等の発行又はその他削減量の振替(同条第三項に規定する振替に限り、次条に規定する振替を除く。)は、当該下欄に定める管理口座において増加の記録をすることにより行うものとする。

(現行のとおり)	(現行のとおり)
振替可能削減量(超過削減量を除き、その他削減量にあつては第四条の十三第一号に該当するものに限り、)	(現行のとおり)
(現行のとおり)	(現行のとおり)

4 (現行のとおり)

(連携県口座等との間の振替の記録)

第四条の二十一の七 条例第五条の二十二第一項の規定による次の表の上欄に掲げる管理口座に記録されている当該中欄に掲げる振替可能削減量の振替は、当該管理口座において減少の記録をし、当該下欄に定める管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をすることにより行うものとする。

指定管理口座	(略)	(略)
一般管理口座	(略)	一及び二 (略)

2 (略)

3 条例第五条の二十二第一項の規定による次の表の上欄に掲げる振替可能削減量等の発行又はその他削減量の振替(同条第三項に規定する振替に限る。)は、当該下欄に定める管理口座において増加の記録をすることにより行うものとする。

(略)	(略)
振替可能削減量(超過削減量及びその他削減量のうち第四条の十三第二号に該当するものを除く。)	(略)
(略)	(略)

4 (略)

第四條の二十一の七の二 条例第五條の二十二第一項の規定による振替可能削減量の振替のうち、次の表の上欄に掲げる振替については、当該下欄に定めるところにより行うものとする。

<p>一 一般管理口座における連携県口座等からのその他削減量のうち連携県等削減量（連携県口座等移転削減量を除く。）の取得</p>	<p>当該連携県等削減量を取得する者が開設を受けた一般管理口座において増加の記録をする。</p>
<p>二 一般管理口座における連携県口座等からの連携県口座等移転削減量の取得</p>	<p>知事の管理口座において減少の記録をし、当該連携県等削減量を取得する者が開設を受けた一般管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする。</p>
<p>三 一般管理口座から連携県口座等への振替可能削減量の移転</p>	<p>連携県口座等へ移転する者が開設を受けた一般管理口座において減少の記録をし、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする。</p>

2 知事は、前項の表三の項の上欄に規定する移転に係る記録をしたときは、遅滞なく、当該記録の内容を、当該一般管理口座の口座名義人に対し、書面により通知するものとする。

(振替可能削減量の振替等の申請)

(振替可能削減量の振替等の申請)

第四条の二十一の八 (現行のとおり)

一から三まで (現行のとおり)

四 当該申請により振替可能削減量の増加の記録がされる管理口座の口座番号及び種類又は連携県口座等におけるこれらに類するもの

五 前号の管理口座(一般管理口座に限る。)の口座名義人又は連携県口座等の開設を受けた者の氏名(法人の場合にあつては、名称)から九まで (現行のとおり)

2 条例第五条の二十二第三項の規定による振替可能削減量の振替の申請若しくは同条第四項の規定による振替可能削減量の発行の申請又は同条第六項の規定によるその他ガス削減量の発行の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十一による振替可能削減量等発行等申請書により行わなければならない。

一から四まで (現行のとおり)

五 知事又は知事以外の機関が行う振替可能削減量(超過削減量を除く。)の認定又は認証に係る情報(その他削減量のうち連携県等削減量又は連携県口座等移転削減量を取得する場合にあつては、これらの識別番号に相当するもの)

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる振替可能削減量の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

第四条の二十一の八 (略)

一から三まで (略)

四 当該申請により振替可能削減量の増加の記録がされる管理口座の口座番号及び種類

五 前号の管理口座の口座名義人の氏名(法人の場合にあつては、名称)(一般管理口座の場合に限る。)から九まで (略)

2 条例第五条の二十二第三項の規定による振替可能削減量の振替の申請若しくは同条第四項の規定による振替可能削減量の発行の申請又は同条第六項の規定によるその他ガス削減量の発行の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十一による振替可能削減量等発行等申請書に、第四条の二十一の四第一項第三号の表の上欄に掲げる振替可能削減量にあつては、当該下欄に定める者であることを証する書類を添えて、行わなければならない。

一から四まで (略)

五 知事又は知事以外の機関が行う振替可能削減量(超過削減量を除く。)の認定又は認証に係る情報

一 第四条の二十一の四第一項第三号の表の上欄に掲げる都内削減量、都外削減量又は環境価値換算量 当該下欄に定める者であることを証する書類

二 その他削減量のうち第四条の十三第一号に該当するもの 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第五条第三項の規定により開設された口座において新エネルギー等電気相当量の減量の記録がされたことを証する書類(当該その他削減量を電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第二条第一項に規定する電気事業者の発電所(変電所を含む。)の削減義務の履行に充てる場合を除く。)

三 その他削減量のうち第四条の十三第二号に該当するもの 口座等において条例第五条の十一第一項に規定する義務に利用する旨の記録がされたことを証する書類

四 その他削減量のうち連携県等削減量又は連携県口座等移転削減量 連携県口座等において当該連携県等削減量又は当該連携県口座等移転削減量の減少の記録がされたことを証する書類

4| (現行のとおり)

第四条の二十一の九から第四条の二十一の十六まで (現行のとおり)

(添付書類)

第四条の二十一の十七 (現行のとおり)

一から九まで (現行のとおり)

十 第四条の二十一の八第四項の義務充当申請書

十一から十六まで (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3| (略)

第四条の二十一の九から第四条の二十一の十六まで (略)

(添付書類)

第四条の二十一の十七 (略)

一から九まで (略)

十 第四条の二十一の八第三項の義務充当申請書

十一から十六まで (略)

2 (略)

第四条の二十一の十八から第八十三条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第二十まで (現行のとおり)

別記第一号様式から第三十九号様式まで (現行のとおり)

第四条の二十一の十八から第八十三条まで (略)

別表第一から別表第二十まで (略)

別記第一号様式から第三十九号様式まで (略)